

行方市クラウド型電話交換機導入等業務仕様書

1 件名

行方市クラウド型電話交換機導入等業務

2 業務概要

現在利用中である電話交換機（以下「PBX」という。）や固定電話機等の設備老朽化を踏まえ、新たにクラウド型電話交換機のシステムを整備する。また、各庁舎の改修工事も計画していることから、電話環境を抜本的に見直し、各種配線を可能な限り廃止し簡素化するなど、新たにスマートフォンの内線活用などの業務効率化に繋がる設備更新を進め、職場レイアウトの変更への柔軟な対応や時代に即した働き方への対応を図りながら電話環境の安定的かつ柔軟な運用を目指す。

3 対象施設

- (1) 行方市役所麻生庁舎：茨城県行方市麻生 1561 番地 9
- (2) 行方市役所北浦庁舎：茨城県行方市山田 2564 番地 10
- (3) 行方市役所玉造庁舎：茨城県行方市玉造甲 404 番地
- (4) 行方市保健センター：茨城県行方市山田 3282 番地 10

4 期間

- (1) 納品（設置）期限：契約日の翌日から令和8年12月31日まで
- (2) 利用期間：システム導入の日から60ヶ月まで

5 内容・要件

- (1)受託者は、すべての納品場所について調査を行い、設置環境に最も適した機器の設置方法や構成等について行方市（以下「市」という。）に助言を行うこと。これによる導入時の機器数量や構成等の変動は見込んでいるものとする。
- (2)期限及び期間は上記のとおりだが、本契約の形態や構成等を鑑み協議のうえ調整できることとする。
ただし、設置・導入の業務契約、導入後のシステム利用・保守の委託契約及びスマートフォンのリース契約はそれぞれ締結するものとする。
- (3)クラウド型電話交換機サービスは下記のスペックとする。

- ア クラウド型電話交換機があるデータセンターは日本国内であること。
 - イ クラウド型電話交換機は冗長化されていること。
 - ウ サービス開始から 10 年以上経過していること。
 - エ 多機能電話機を利用する場合、複数電話番号の着信が可能であること。
 - オ 多機能電話機を利用する場合、着信音の鳴り分けが可能なこと。
 - カ 多機能電話機を利用する場合、漢字表示ができること。
 - キ スマートフォンの内線連携はキャリア FMC 内線連携（キャリア音声網利用）であること。
 - ク 自治体本庁舎でクラウド型電話交換機及びキャリア FMC の導入実績があるサービスであること。
 - ケ 将来的に会計年度任用職員の利用も考慮し、個人所有の端末でも内線連携ができること。ただし、パケット方式で差し支えないものとする。
 - コ キャリア FMC 内線とパケット方式の内線が混在できること。
 - サ クラウド型電話交換機専用のカスタマーセンターを有すること。
 - シ 24 時間 365 日の故障受付の体制を持っていること。
 - ス クラウド型電話交換機と設置先の接続は NTT のフレッツサービスを利用することとし、IPv6 方式で接続すること。
 - セ クラウド型電話交換機との接続はインターネット VPN 以上とすること。プロバイダは受注者側で準備すること。
 - ソ 固定電話番号は、現状の利用番号を継続して利用可能なこと。なお、ダイヤルインの追加をすることから柔軟に対応すること。
 - タ 現在、電話交換機と茨城県防災システムが接続されているため継続して利用できること。インターフェースは OD 方式とする。防災側機器装置の設定変更費用等は発注者側で負担するものとする。
 - チ 使用者が休みである場合など、スマートフォンには PBX からの着信を呼び出さない設定を、使用者本人が任意で可能なこと。
 - ツ PBX において発着信時に、通話を録音する機能を提供すること。なお、着信時は、録音することを通話の相手方に知らせることができるよう IVR 等の機能があること。
 - ト 設置する主要な機器については、UPS 等により停電時も一定時間稼働するようにすること。
- (4)クラウド型電話交換機サービスは下記の設定ができるものとする。
- ア 内線番号は 4 桁以上で設定できること。ただし、運用時の内線番号

桁数は統一した桁数とする。

- イ 拠点間の内線通話は拠点番号をつけることのない閉番号方式とする。
- ウ 利用する固定電話番号はいずれの端末からも発信できること。
- エ 固定電話番号が着信した端末を多機能電話機及びスマートフォンから代理応答できること。また、代理応答は自部門に限らず他部門の代理応答も可能であること。

(5)スマートフォンについては以下の仕様とする。

- ア 本調達で導入する PBX と連携し、内線通話、代理応答、着信識別、転送、不在転送、NTT 東日本のひかり電話収容番号などでの発信が可能なこと。また、キャリア回線の電話番号も利用できること。
- イ 端末は契約期間中のリースレンタルとすること。
- ウ 端末は機種を問わない。ただし、OS は Android とし、協議すること。
- エ 端末の色は可能な限り庁舎ごとにすべて同色とすること。
- オ 端末についてはすべて新品で 280 台とすること。ただし、故障等による交換品についてはリフレッシュ品でも可とする。
- カ 通信事業者は、電気通信事業法第 9 条に規定する総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。並びに茨城県内に直営の拠点を持つこと。
- キ データ通信については、1 台あたり 5 GB/月の利用が可能であること。また、回線毎の月内通信量を管理者等が随時確認できること。規定のデータ通信量を超えた場合にも利用を継続できる方法があること。
- ク 契約期間中に LTE 及び 5 G 回線を利用できること。ただし、通信事業者のサービスが終了した場合はこの限りではない。
- ケ インターネットを利用するためのプロバイダ契約を含めて提供すること。
- コ 国内音声通話については、国内固定電話及び国内携帯電話への発信を対象に、通話時間及び回数に関わらず定額で利用可能であること。なお、国際電話、ナビダイヤル等の特殊番号への通話は定額対象外として差し支えない。
- サ 充電器及び充電ケーブル（1 m 程度）を台数分用意すること。充電ケーブルは端末メーカーの動作保証があること。調達端末に付属している場合は不要とする。

充電器及び充電ケーブルを接続させるための電源タップをスマートフォン4台につき1個用意すること。

- シ テザリングが無料で可能であること。
- ス 機器管理のための MDM サービスを導入し、契約期間中に市担当者が MDM サービスを利用できること。なお、MDM サービスを用い回線ごとの利用中断・再開ができるものとする。
- セ 庁内各部署の内線、外線の一覧等を保有できる「電話帳」機能を有すること。なお、この「電話帳」は人事異動や組織変更により、随時簡易に変更できること。
- ソ 提供可能な限り、災害時などの通信制限下においても優先的にキャリア回線から発信できるスマートフォンとすること。
- タ 発注者の依頼により各対象施設の電波状況の調査を実施し、かつ調査の結果、電波状況が不安定であることが判明した場合、電波状況の改善を図ること。
- チ 携帯電話番号の発信規制が端末ごとに可能であること。
- ツ 通常の発信時には携帯電話番号（0A0）を通知して発信するのではなく、既存の固定電話の番号（0AB~J）を通知して発信できるようにすること。ただし、災害時や障害時はこの限りでない。
- テ 問題発生時の分析の為、FMC サービスとして提供する管理画面で内線通話履歴が確認でき、データ出力（CSV等）ができる機能を有すること。また、通話履歴を確認する際に管理画面ログイン情報とは別の認証方式も有すること。
- ト 災害時、災害復旧にあたる体制を構築すること。また、迅速な復旧体制をとるために移動基地局車、移動電源車を所有し、市に派遣可能であること。
- ナ 導入するスマートフォンすべてにキitting作業を実施すること。キittingの内容については市と協議して決定すること。
- ニ 契約期間中の端末修理や紛失による費用負担が原則発生しないこと。また、先出し SEND BACK による交換が可能であること。費用負担が発生する場合は、条件等を提示すること。

6 機器構成

機器構成は次のとおりとする。

機器名称	数量	備考
クラウド型電話交換機	一式	
キャリアFMC関連機器	一式	
クラウド接続用VPNルーター (SA-W2)	4	
IP多機能電話機 (IP-36N-ST101C)	5	
インジェクター (IP-TELACアダプタ)	5	
ヘッドセット (EN-2-M-MC3)	4	
スマートフォン	280	Androidとする
音声優先制御付HUB(PS-52Jplus)	4	
給電HUB (PS-6104GA)	一式	
給電HUB (PS-1028GA)	一式	
ひかり電話収容GW	一式	
県防災用GW	一式	4ch

7 運用及び保守要件

- (1)障害受付について 24 時間 365 日受付できる体制があること。障害時は速やかに復旧に努めること。
- (2)システムは 24 時間 365 日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りでない。
- (3)スマートフォンの納品後、クラウド PBX の切替までに利用者向け説明会を開催すること。1 時間程度の説明会を同日複数回開催することを想定している。説明会の会場や機材は発注者側で準備する。
- (4)今回の PBX のクラウド化にあたり、既存 PBX の保守業者と切れ目が無いように必ず協議・調整を行うこと。

8 その他留意事項

- (1)業務にあたり、全体計画及びスケジュールの確認・調整を行い、双方の役割を明確化し発注者の承認を得た上で進めること。
- (2)業務完了までは連絡調整のための協議を定期的に行い、進捗状況及び成果について発注者側に報告すること。
- (3)業務にあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令等を遵守すること。

- (4)業務に必要な資料については、市から借用し、返却するまでに破損・紛失・漏えい等がないよう十分注意すること。
- (5)業務中に発生した事故に対する一切の責任は受注者が負うものし、その状況を速やかに市に報告すること。
- (6)受注後に現地調査を行い、業務に支障のないように入替えを行うこと。
- (7)システムで扱うデータについては、市が著作権を有する。
- (8)納品物に不備があった場合、業務完了後であっても受注者の責任で速やかに改善すること。
- (9)その他、契約書及び本仕様書に明記されていない事項や疑義、不測の事態が生じた場合は、市と協議の上で対処方法を決定すること。

以上